



豊監公表第24号

令和2年度に実施した定期監査の結果に対し、豊中市病院事業管理者より監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和3年（2021年）10月26日

豊中市監査委員	岸 本 康 孝
同	相 間 佐 基 子
同	大 田 康 治
同	神 原 宏 一 郎

豊中市監査委員 様

市立豊中病院  
豊中市病院事業管理者 本荘泰司

地方自治法第199条第14項の規定に基づく措置の通知について

令和2年度定期監査において指摘のあった事項について、下記のとおり措置を講じたので通知いたします。

記

1 (監査実施日 令和3年3月25日)

対象となった 部局 課・施設の名称	指摘事項	講じた措置の内容
市立豊中病院 病院総務課	イ. 指摘事項 (是正又は改善を求めるもの) ◆委託契約における暴力団排除事項に基づく誓約書の徴収について 「排水処理設備汚泥運搬・処分業務」、「特別管理廃棄物(感染性産業廃棄物)処分業務」及び「特別管理廃棄物(感染性産業廃棄物)収集運搬業務」(いずれも単価契約)において、暴力団排除条例に基づく誓約書の徴収がなされていなかった。	「令和3年3月9日」に各受託者より誓約書の提出を受けました。 契約時の必要書類について、漏れがないか確認できるようチェックリストを作成し、再発防止に努めます。